

# 自動車での食品調理・販売を行う皆様へ

令和4年10月1日以降の営業許可を取得すれば、京都府内一円で営業できます！

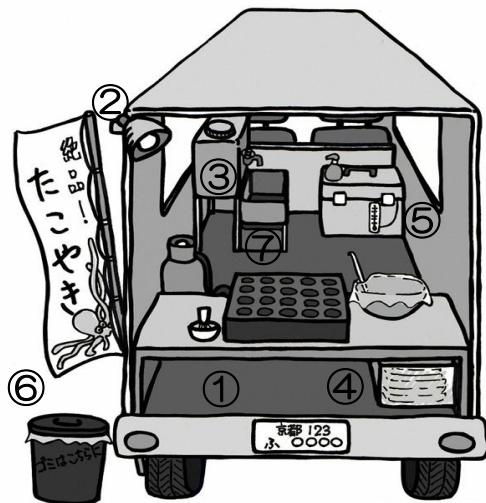
自動車でたこ焼き、たい焼き等を調理したり、魚介類や食肉を処理する場合も固定店舗と同じように許可が必要です。

この許可を取るためには以下に示すような施設設備が必要となります。

なお、車から資材を下ろしてテントやテナント内で営業を行う場合は別の許可が必要となります。

- ・ 許可業種は飲食店営業、魚介類販売業、食肉処理業となります。
- ・ 営業専用の車はそれ以外の用途で使用はできません。
- ・ 営業区域は京都府内一円となります。それ以外で営業する場合はその地域の担当保健所に御相談ください。

- ① 清掃しやすい構造
- ② 明るさの確保
- ③ 手指等の洗浄設備
- ④ 容器包装
- ⑤ 冷蔵設備
- ⑥ 廃棄物容器
- ⑦ 汚水専用タンク



- ① 閉め切ることができる構造（ほろがけ等は不可）で、床面などは鉄板のままか、ビニールマットなどを敷くなど、清掃しやすくしてください。
- ② 夜間等も営業する場合はライトなどで適度な明るさを確保してください。
- ③ 蛇口とフタの付いた、営業形態に応じた容量の給水タンク（水道水）を設置してください。併せて、調理器具や手指が洗えるよう洗浄設備を設置してください。  
また、消毒剤を備えてください。
- ④ 清潔で衛生的な容器包装を備えましょう。
- ⑤ 冷蔵設備については取扱量に応じてクーラーボックス等でも可能ですが、温度計を備えてください。
- ⑥ 不浸透性のフタ付きの廃棄物容器を備えてください。
- ⑦ 周囲を排水汚染しないよう使用量に応じたフタ付の汚水タンクを備えてください。
- ⑧ 営業許可済証シールを車に貼り付けましょう。

□ 京都府及び京都市の乗入れを認めるため、必要に応じて府市間で申請事項及び監視指導に必要な範囲において営業施設に関する情報を共有しますので、御了承願います。

業種	給水タンクの容量	営業形態
飲食店 営業	40L	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）</li> <li>単一品目のみ取扱う</li> </ul>
	80L	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の水を要しない調理</li> <li>2工程程度までの簡易な調理、複数品目を取扱う</li> </ul>
	200L	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の水を要する調理、複数の工程からなる調理</li> <li>仕込みを行う</li> </ul>
魚介類 販売業	40L	<ul style="list-style-type: none"> <li>未処理の魚介類の販売のみ</li> </ul>
	80L	<ul style="list-style-type: none"> <li>未処理の魚介類の販売</li> <li>処理した加熱用の魚介類の販売</li> </ul>
	200L	<ul style="list-style-type: none"> <li>未処理の魚介類の販売</li> <li>処理した加熱用又は生食用魚介類の販売</li> </ul>
食肉処理業	100L*	<ul style="list-style-type: none"> <li>食肉の処理、カット、販売等</li> </ul>

\* 鹿又はいのししを処理する場合の成獣1頭当たりのタンク容量

### 営業までの流れは？

#### 1 事前相談

自動車の保管場所を管轄する京都府各保健所若しくは京都市医療衛生センターに相談しましょう。

#### 2 許可申請

手続きには申請書、図面（設備、配置、大きさがわかるもの）、手数料等が必要です。厚生労働省のシステムからも電子申請していただけます。

#### 3 審査及び許可

施設の基準に合致しているか書類審査及び設備の確認を行います。  
基準を満たし、営業に問題がなければ、後日、許可証等を交付します。

### 届出事項に変更が生じた場合は？

営業者の氏名、住所、屋号、設備、食品衛生責任者等を変更した場合、変更が確認できる書類を添えて営業許可を取得した保健所等に届出を行ってください。

### HACCPに沿った衛生管理をしましょう

自動車による営業許可を取得した営業者は、HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の実施が求められます。厚生労働省のホームページに「衛生管理の手引書」が公開されていますので、参考にしてください。



### ◆お問合せ先◆

担当		電話番号	所管する地域	
京都市 医療衛生 センター	北東部方面担当	075-746-7211	京都市	北区、上京区、左京区、東山区
	中部方面担当	075-746-7212		中京区、下京区
	南東部方面担当	075-746-7213		山科区、南区、伏見区
	西部方面担当	075-746-7214		右京区、西京区
乙訓保健所	環境衛生課	075-933-1241	向日市、長岡京市、大山崎町	
山城北保健所	衛生課	0774-21-2912	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	
山城南保健所	環境衛生課	0774-72-4302	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	
南丹保健所	環境衛生課	0771-62-4754	亀岡市、南丹市、京丹波町	
中丹西保健所	環境衛生課	0773-22-6382	福知山市	
中丹東保健所	環境衛生課	0773-75-1156	舞鶴市、綾部市	
丹後保健所	環境衛生課	0772-62-1361	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	